

# 秋田県認定こども園の認定及び運営等に関する取扱要領

(最終改正：令和6年7月12日)

## (趣旨)

第1条 この要領は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に規定する認定及び認可の申請の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (認定の申請)

第2条 法第4条第1項の規定による申請は、様式第1号により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 教育保育従事職員（子どもの教育又は保育に従事する者をいう。以下同じ。）等の配置に関する書類（様式第2号）
- 二 教育保育従事職員の資格に関する書類（様式第3号）
- 三 施設設備の状況に関する書類（様式第4号）
- 四 管理運営に関する書類又は幼保連携型認定こども園にあっては園則（管理運営に関する事項を含む場合）（様式第5号）
- 五 教育及び保育の計画
- 六 小学校教育との連携に関する計画
- 七 教育保育従事職員等の研修計画
- 八 子育て支援事業の実施計画
- 九 保育料（基本負担額）、上乗せ徴収（特定負担額）及び実費徴収等の利用者負担に関する規程
- 十 法第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書（様式第22号）
- 十一 法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式第23号）
- 十二 その他県知事が必要と認める書類

3 第1項の申請は、県が別途定める期日までに行うものとする。

### (廃止の届出)

第3条 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。この条において同じ。）の設置者は、認定こども園を廃止しようとする場合には、当該認定こども園の廃止の3月前までに様式第6号により届け出なければならない。

### (幼保連携型認定こども園の設置等の届出)

第4条 法第16条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる書類により行うものとする。

- 一 設置の届出 様式第7号

- 二 廃止又は休止の届出 様式第8号
  - 三 設置者の変更の届出 様式第9号
- 2 前項第1号及び第3号の届出は、第2条第2項各号に規定する書類を添付し、県が別途定める期日までに行うものとする。
- 3 第1項第2号の届出は、当該幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の3月前までに行うものとする。  
(幼保連携型認定こども園の設置等の認可)
- 第5条 法第17条第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に掲げる書類により行うものとする。
- 一 設置の認可 様式第10号
  - 二 廃止又は休止の認可 様式第11号
  - 三 設置者の変更の認可 様式第12号
- 2 前項第1号及び第3号の申請は、第2条第2項各号に規定する書類を添付し、県が別途定める期日までに行うものとする。
- 3 第1項第2号の申請は、当該幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の3月前までに行うものとする。  
(情報の提供)

- 第6条 法第18条第1項の規定による書類の提出は、様式第13号により行うものとする。  
(幼保連携型認定こども園長の届出)
- 第7条 法第26条の規定により準用する学校教育法（昭和22年法律第26号）第10条の園長の届出は、様式第14号により行うものとする。  
(変更の届出)
- 第8条 法第29条第1項の規定による届出は、様式第15号により行うものとする。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第28条第1項に規定する知事が定める数は、10とする。
- 3 省令第28条第2項に規定する知事が定める事項は、第2条第2項第5号から第8号までに規定する事項とする。
- 4 第1項の規定は、規則第15条第2項及び第3項の規定による幼保連携型認定こども園に係る変更の届出に準用する。  
(運営状況の報告)

- 第9条 法第30条第1項の規定による報告は、幼保連携型認定こども園は様式第16-1号により、幼保連携型以外の認定こども園は様式第16-2号により行うものとする。
- 一 省令第29条本文の規定に基づき知事が定める日は、5月15日とする。
  - 二 省令第29条第2号の規定に基づき知事が定める事項は、第2条第2項第1号から第

4号までに規定する事項とする。

三 省令第29条第3号の規定に基づき知事が定める事項は、第2条第2項第5号から第9号までに規定する事項とする。

(公私連携幼保連携型認定こども園の届出等)

第10条 法第34条第3項の規定による届出は、様式第17号に、次の各号に掲げる書類を添付し、県が別途定める期日までに行うものとする。

- 一 法第34条第1項に規定する公私連携法人の寄附行為又は定款
  - 二 法第34条第1項に規定する指定に関する書類
  - 三 法第34条第2項に規定する協定に関する書類
  - 四 第2条第2項各号に規定する書類
- 2 法第34条第6項の規定による申請は、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に掲げる書類により行うものとする。
- 一 廃止又は休止の認可 様式第18号
  - 二 設置者の変更の認可 様式第19号
- 3 前項第1号の規定は、法第34条第12項の規定による申請に準用する。
- 4 第2項第1号の申請は、当該公私連携幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の3月前までに行うものとする。
- 5 第2項第2号の申請は、第2条第2項各号に規定する書類を添付し、県が別途定める期日までに行うものとする。

(教育保育従事職員の資格の特例)

第11条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第三の三ただし書又は四ただし書の適用を受ける者を当該認定こども園の教育保育従事職員とする場合には、様式第20号を提出しなければならない。

(教育及び保育の計画)

第12条 認定こども園は、園の目標・理念及び運営の方針を明確にするとともに、次の各号に掲げる教育及び保育の計画を作成するものとする。

- 一 幼稚園における教育課程及び保育所における保育の計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画
- 二 年、期、月を単位とした長期の指導計画及び週又は日を単位とした短期の指導計画
- 三 利用する子どもの標準となる1日の活動内容に関する計画

(認定こども園として配慮すべき事項)

第13条 認定こども園は、次の各号に掲げる事項に配慮し、教育及び保育を行わなければならぬ。

- 一 0歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して行うこと。
- 二 子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫すること。
- 三 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

(小学校との連携)

第14条 認定こども園は、小学校等における教育との連続性を確保するため、次に掲げる事項に配慮し、小学校等との連携に努めなければならない。

- 一 地域の小学校等との職員の交流活動及び合同の研修会等を実施すること。
- 二 認定こども園の子どもと地域の小学校等の児童との交流を行うこと。
- 三 地域の小学校等と協議のうえ、小学校教育との連携に関する計画を作成すること。
- 四 全ての子どもについて指導要録を作成し、入学先の小学校長等に指導要録の抄本又は写しを送付すること。

(教育保育従事職員の資質向上等)

第15条 認定こども園は、次の各号に掲げる事項に配慮し、教育保育従事職員の資質向上等を図らなければならない。

- 一 当該認定こども園において作成した教育保育従事職員の研修計画に基づき、研修を実施すること。
- 二 教育保育従事職員は、自らその資質の向上に努めること。
- 三 当該認定こども園内外での研修の機会が確保できるよう、勤務体制等に配慮すること。
- 四 認定こども園の長は、認定こども園を一つの施設として多様な機能を一体的に発揮させる能力、地域の人材及び資源を活用していく調整能力の向上に努めること。

(子育て支援事業)

第16条 法第2条第12項に規定する子育て支援事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に配慮しなければならない。

- 一 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、子育て相談や保護者への助言等を通して保護者や地域の子育て力の向上を図ること。
- 二 地域の子育てを支援するボランティア、N P O、専門機関等と連携するなど地域の人材や社会資源の活用を図ること。

(教育・保育等に関する情報の提供)

第17条 法第28条の規定による教育・保育等に関する情報の提供（以下この条において単に「情報の提供」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条第2項及び第7項の規定による教育・保育に関する情報の公表をもって、情報の提供に代えることができる。

## 附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。  
(認定こども園である幼保連携施設に関する経過措置)
- 2 法附則第3条第2項の規定によるみなし幼保連携型認定こども園の書類の提出は、様式第21号により行うものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(法施行前の準備)

- 2 第2条の規定による認定こども園の認定の申請、第5条第1項第1号の規定による幼保連携型認定こども園の設置の届出、第6条第1項第1号の幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請、第7条の規定による情報の提供、第8条の規定による幼保連携型認定こども園長の届出、第11条第1項第1号の規定による公私連携幼保連携型認定こども園の届出、第12条の規定による教育保育職員の資格の特例適用の書類の提出その他の行為は、法施行前においても行うことができる。

## 附 則

この要領は、平成27年6月26日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和6年7月12日から施行する。